

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成29年3月21日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号)
- 日程第3 議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 岩出市税条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止につい
て
- 日程第11 議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定に
ついて
- 日程第12 議案第12号 岩出市消防委員会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第15 議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第16号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第17号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第18号 相互救済事業の委託について
- 日程第19 議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変
更に関する協議について
- 日程第20 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算

- 日程第22 議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第27 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第28 議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命について
- 日程第29 議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命について
- 日程第30 発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について
- 日程第31 議員派遣について
- 日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 2 号から議案第 26 号までの議案 25 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告、報告に対する質疑、討論、採決、請願第 1 号につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、議案第 27 号及び議案第 28 号の追加議案 2 件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案第 27 号及び議案第 28 号の議案 2 件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号）～

日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号）の件から日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 25 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 25 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を求めます。

総務建設常任委員会副委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3 月 8 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号）の外議案 14 件です。

当委員会は、3 月 9 日木曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門

の付託議案について審査を行いました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）、議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、議案第8号 岩出市税条例等の一部改正について、議案第12号 岩出市消防委員会条例の一部改正について、議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算第5号の所管部分、議案第16号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 市道路線の認定について、議案第18号 相互救済事業の委託について、議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第2号は承認、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第12号、議案第13号の所管部分、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号及び議案第25号は可決、議案第17号は認定いたしました。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案は、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）では、工事請負費1億9,500万円の内訳は。道の駅について、どこに新しい建物を建てるのか。また、建物の大きさは。広域農道に歩道を設置する工事費は含んでいるのか。について。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正についてでは、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の理由は。今回、追加になる情報提供者、情報事務紹介者とは、どのような方を指すのか。情報提供の範囲について、自衛隊以外で過去にあったケースはあるのか。について。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部

改正については、改正の概要説明は。住民税特別徴収の事業者へ個人番号を記載しているが岩出市ではどのようにしているのか。について。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、第16条の2の追加により職員の待遇面が改善されるのか。一般職の非常勤職員は、何人該当しているのか。について。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正については、定額制から定率制になることにより、今と比べて額はどうなるのか。定額制にした理由は。また、和歌山県下の状況は。について。

議案第8号 岩出市税条例等の一部改正については、農耕作業用の軽自動車税について、現状は。販売店と連携をとり課税することはできないのか。について。

議案第12号については、質疑はありませんでした。

議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分では、山崎地区の浸水対策について、ポンプを設置することにより、総雨量何ミリを許容範囲と想定しているのか。国土交通省が5年以内に工事が完了するまで、再び浸水すると予測されているのか。について。

議案第16号について、質疑はありませんでした。

議案第17号 市道路線の認定については、野上野48号線に隣接している土地について、崩れた場合の対応は。ごみステーション及び防犯灯の設置について。

議案第18号 相互救済事業の委託については、今まではどこに委託していたのか。保険料の査定方法は。火災が発生した場合はどうなるのか。また、不可抗力の自然災害も含まれるのか。について。

議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議については、経費について、和歌山県知事が必要と認めるものとは、幾らの額を想定しているのか。県が負担することになった経緯は。また、改正により、使用において制約が出てくるのか。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、配付いたします。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての外議案9件です。

当委員会は、3月10日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定について、議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、生活支援コーディネーターの月額12万5,400円の根拠について。採用の方法は。について。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、国保税増額により滞納者はふえないのか。資格証明書と短期被保険者証資格証明の数について。国保会計から一般会計に繰り入れる理由は。について。

議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止については、施設利用数はどれぐらいあったのか。また、地域住民の方は、廃止に納得しているのか。について。

議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定については、検討委員会の設置目的は。月2回で十分な議論はできるのか。について。

議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について

では、衛生費雑入、雑草等除去委託金の詳細について。

議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、保険財政共同安定化事業交付金8,700万円の減額理由は。一般被保険者療養給付費の増額をどのように見ているのか。について。

議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内容について。交付金を受けている事業所は幾つあるか。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、配付いたします。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

続きまして、予算審査特別委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月8日水曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算1件でありました。

3月8日水曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、総務部長に議案第20号に対する議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑を行うことに決定しました。

当委員会は、3月13日月曜日、14日火曜日、2日間で付託議案の審査を行いました。

3月13日月曜日、午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と、歳出の2款総務費、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費についての質疑を行い、総務部門の質疑終了後、建設部門の歳入全般と、歳出の5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費について質疑を行い、建設部門の質疑終了後、議会部門の歳出、1款議会費について質疑を行いました。

3月14日火曜日、午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と、歳

出の3款民生費、4款衛生費、9款4項の幼稚園費についての質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と歳出の9款教育費について質疑を行いました。

文教部門の質疑終了後、平成29年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告は終わりました。

これより常任委員会及び予算審査特別委員会の報告に対する質疑に入ります。

委員会報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市税条例等の一部改正の件、議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止の件、議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定の件、議案第12号 岩出市消防委員会条例の一部改正の件、議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第16号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第17号 市道路線の認定の件、議案第18号 相互救済事業の委託の件、議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議の件、議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号から議案第19号、議案第24号及び議案第25号の議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号から議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号及び議案第25号の議案14件は、原案のとおり可決、議案第17号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の改正について、多くの問題点が指摘をされております。第22条第5項中、情報提供者を条例事務関係情報紹介者もしくは同提供者に改めるとある。現に、本会議でも質疑を行いました。その中には、国家権力の一部である自衛隊及び警察関係等々も含まれております。かなり以前から毎年18歳と22歳の人に対して、自衛隊から隊員募集のダイレクトメールが届いており、そのもとになった個人情報は、実は住民基本台帳を管理する市町村の役場を通じて入手されているのであります。

しかも、ほとんどの自治体で、自衛隊からの要求に対して、何も議論されることなく、市町村からわざわざ積極的に個人情報を提供されているのであります。提供している自治体の多くは、住民基本台帳から適齢者の個人情報を抽出し、紙にプリントアウトして提供していますが、中にはUSBに入れて電子データとして提供しているところもあります。

岩出市においても、過去、自衛隊の関係者が閲覧し、岩出市はそれを提供していることが明らかになりました。実は、この自治体がこのように積極的に外部に住民の個人情報を提出することは異様ではないかと、国会でも何度か議論されてきていますし、ネットでも多くの人を取り上げています。しかし、ほとんどの人はこのような事実があることすら知らず、私の周辺でもこの話をすると、えっと驚かれます。

住基台帳は最も重要な個人情報データベースで、住民の氏名、生年月日、住所、本籍、住民票コードなどの基本的な個人情報が記録されている住民基本台帳は、住民の居住関係の証明のもとになっており、さまざまな公的サービスに関する事務処理の基礎される極めて重要なデータベースです。台帳の作成は市町村長の義務であり、適正に管理する重大な責任もあります。

そのために多くの自治体では、個人情報保護条例を制定して、個人情報の取り扱いについて厳格なルールを設定し、例えば、個人情報の目的外利用の禁止や第三者への提供などを禁じております。ただし、本人の同意や法令等の規定がある場合、また、自治体に設けられている個人情報保護審議会が個別に認めたときなどは、例外的に第三者へ提供することも許されております。

国は法で定めた事務を行うために、住基台帳を閲覧することができます。そして、自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛隊及び自衛隊候補者の募集に関する事務の一部を行うとされていることから、これを根拠に、従来は自衛隊の職員が市役所や町役場に出向き、住基台帳を閲覧し、手書きで適齢者の個人情報を移していったのであります。ところが、手書きによる転記ミスや手間を省くために、役所の閲覧対応を超えて、自衛隊は提供を要求するようになってきているのであります。

厳格な個人情報保護が叫ばれている昨今、このような安易な運用は大変危険な考えだと思っております。施行令では、この法律を実施するために必要な具体的な事項などを備えた命令のことです。内閣の決定によって成立し、天皇が交付して、国会の手続は得ていませんが、憲法上の権利、特に精神的自由を制限する場合は、厳格でなければならないのは憲法学における共通の認識です。

以上のような点から、自衛隊が市町村に対して個人情報の提供を求めることには法の根拠がなく、市町村が閲覧対応を超えて積極的に提供することは、私は違法の疑いがあると思っております。

さらに、市長信条、良心の問題として、例えば、募集事務だけに使用されるとしても、自衛隊にみずからの個人情報が提供されることによって、拒否感を持つ人は結構いるのではないのでしょうか。そうであれば、住基台帳の管理者である市町村長が、適齢者全員の個人情報を自衛隊に包括的に提供することは、自己情報コントロール権の保障という観点からも、適切な対応であると言えます。

よって、今回の改正には、多くの地方自治体の市長の判断で、市民が知らない間に情報が拡散されることとなりますので、反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴うものであります。その内容は、番号法の引用部分等を整理するほか、地方自治体が独自に条例で定め、情報連携する事務について、情報のやりとりを行った際の項目や日時などの情報提供等記録を訂正した場合にやりとりした相手方等に訂正の事実を通知する規定を追加するものであります。保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するためにも改正するものであります。

以上のことから、私は、議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第3号に対する討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号、条例改正、いわゆるマイナンバーに関して、私は反対の討論を行います。

今回の改正でマイナンバーは完全に守られるのか。質疑でもただしましたが、住民税特別徴収の事業者への税額通知に個人番号イコール、マイナンバーを記載しております。

個人情報保護の措置として、普通郵便ではなく、少なくとも簡易書留で送付するよう求めましたが、担当課長は普通郵便で発送していくと答弁がありました。個人番号が漏えいしないよう最善の対策をすべきであります。

ある税理士の方は、働いているところがブラック反社会的団体の場合、マイナンバーは完全管理措置の観点からも問題が多いと言われております。マイナンバー制度で大多数の国民が心配していることは、個人情報の漏えいが心配ということですが、誰か悪い人が私の個人情報を盗んで悪さをしたらどうでしょうという、日常レベルの身近な心配であります。

こうした身近なレベルのセキュリティーよりもっと心配すべきことが、それは、国家や企業による悪用である。それ以前、1人の個人情報が漏れるということよりも、その情報がどうした覚えのない目的のために使われることこそ心配すべきであります。

日本人は、国家や大企業を信頼している人が多い。もちろん国は今から悪用しますとって悪用するわけではない。国民の皆さん、利用者の皆さんの暮らしが便利になりますという美辞麗句とともに悪用は行われ、今、まだ社会保障、税、自然災害の分野だけに限られていますが、マイナンバーの拡張性は大きく、日本年金機構は基礎年金番号を漏えいさせており、マイナンバーも漏えいしないとは限らないという人がいます。どんな仕組みも制度も完璧というものはない。私は自分の個人情報の漏えいにも、むしろ国と国あるいは何らかの組織との闘いになったとき、マイナンバー制度そのものが攻撃されることを憂慮をしております。

つまり、国内のセキュリティーよりも、対外的なセキュリティーであります。個人情報ではなく、マイナンバー制度そのもの自体が攻撃されたときのセキュリティーは、従来の内部のセキュリティーの話とはまた別に考えなければなりません。

よって、今回の改正には、さまざまな視点から考えても多くの課題があり、問題があることにより、私は反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく、個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基

づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めたものであり、また、今回の改正については、法律の一部改正により引用する条項にずれが生じたため、条ずれを改めるため、当条例の一部を改正するものであります。

以上、述べました利用によりまして、私は本案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第4号に対する討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この条例については、現在、職に応じた定率で支給されている管理職手当を国に準じて定額化するというものです。国に準じるように変更するというものですが、国の管理職においては、出退勤について厳格な制限を加えることが適当でない地位にある者とされ、労働時間などの労働基準法の適用を受けないものに該当する職員とされています。

そもそも地方公務員法の管理職等とは立場の異なる管理職であり、地方公務員法では想定外の管理職であります。この条例が適用されれば、基本給との関連性がなくなり、上がるものもある一方で、下がるものもあり、このことが職員間同士のあつれきをも生み出し、特に高齢職員の士気の低下を招くこととなります。この議案の目的は、職員の給与を抑制することが目的であり、定額化することにより、昇給に伴う管理職手当も抑制することとなります。

長時間労働、残業時間が問題視されてきている中で、職員の意識面、労働意欲面も考えれば、職員のためにならない内容となっていると考えますので、反対といた

します。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 私は、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

管理職手当については、定率制から定額制にすることにより、今までの年功序列的な給与処遇を改め、管理職の職務職責を端的に反映することができるようになります。国家公務員が定額制とし、県内各市も定額制に移行していることから、定額制への条例改正が必要であると考えます。

以上、述べました理由によりまして、私は本案について賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の改正について、管理職の手当、定率制15%から10%のものを定額制にするものでありますが、多くの問題点があります。その中身は管理職者91名中60名が増額し、他の30名が減額となるものであります。7級の部長職で、月額最高で1万310円、年支給額12万3,720円のアップであり、5級の管理職で、月額減額は2,072円、年支給額マイナスが2万4,860円となっております。

7級の部長職で、最高の年収額740万余りに対して、12万3,720円を上積みすることになり、さらにアップするものであります。この手当は、一般職の超過勤務手当にかわるもので、超過勤務しなければ不労所得と言えるものであります。

さらに、今現在、私は、選挙の際、管理職者が選挙事務で勤務した際、時給2,200円もの手当を支給している実態があります。このような二重支出はやめるべきであると考えております。

人事院勧告で指導があると言いながら、高い者の上にさらに高く上積みし、支払いする金があるなら、250万前後で一生懸命働いておられる非常勤の職員や臨時職員、中でも保育士の賃上げに回すべきであると考えております。管理職者である者が、自分の所得にプラスとなるものについては、即改正の条例案を提案する、また、これらを批判し、反対することなく受け入れる議会議員にも問題があると言えます。

よって、私はこの条例改正に反対をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を行います。

国保は、自営業や農林、水産業で働く方、パートやアルバイト、年金生活者などの方が加入している保険制度です。今回の条例は、医療給付の増大に対して、国保利用者に全額負担増を押しつけるものであり、国の政治に起因する面においての一般会計からの繰り入れ面については考慮されていません。

そもそも国保財政の悪化は、国の負担分を削減してきたことに起因してきています。岩出市の国保世帯は、平成28年度で、全体で8,463世帯、所得階層状況は、所得33万円までの加入世帯が3,325世帯、所得59万5,000円までの世帯は675世帯となっており、この階層だけで47.3%も占めています。

条例改定の中身は、均等割、平等割での増税であり、減免世帯にも容赦のない負担となるものであり、所得割においても0.95%の引き上げがされるものです。5割軽減されている所得、80万円の2人世帯でさえ9,000円も上がるものとなっています。一般世帯においても、均等割、平等割に加え、所得分による課税強化により家計を大きく圧迫するものとなっています。

経済の低迷下のもと、このような増税策は国保税を払えない人をふやし、結果的に不納欠損をますますふやすことになるのは明白であります。国保の運営面からも高い国保税を引き下げることこそ求められています。

また、国保利用者の命と健康を守る上でも、一般会計からの繰り入れを行っていく基本姿勢への転換こそ必要だと考えます。このような条例改定は、国保利用者の

みならず、国保会計自体を苦しくするだけであり、国保加入者には理解されないと考えます。

以上の理由により、この議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりでと言われてはいますが、年々厳しい財政状況に置かれています。市においても、ここ数年、保険給付費が大きく伸びてきており、昨年度は法定外の一般会計繰入金も1億5,000万円を超える状況です。

一方、国保を支える被保険者は減少傾向にあり、特に現役世代の占める割合が減ってきていると聞いています。このような状況にあって、国保を安定的に維持していくために、税率改正はやむを得ないと考えます。

被保険者の皆様には、景気が厳しい状況の中、応分の負担をお願いすることになりますが、持続可能な相互扶助の制度として、国保を支えるために必要な施策であります。

また、低所得者の負担を極力少なくする等低所得者に対し配慮もなされた苦渋の選択であるとの理解もいたしておりますが、市当局におかれましては、今後も健全財政の維持と疾病予防にさらなるご努力をお願い申し上げ、私は、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

市長は、施政方針において、我が国の経済はアベノミクスの取り組みのもと、雇用、所得状況に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いているとの認識を示しました。現実には、雇用はふえたが、非正規ばかりです。アベノミクスが始まった2012年から2015年の間に、非正規労働者は1,810万人から1,980万人へと、170万人ふえています。

この10年間では、非正規は300万人ふえ、正社員は100万人減っています。非正規が全体の4割近くを占めています。貯蓄ゼロ世帯は1,400万世帯から1,800万世帯へ、400万もふえています。年間給与200万円以下で働く人々、いわゆるワーキングプアは1,090万人から1,140万人と50万近くふえました。国の税制の改悪による負担、それに伴う国保や介護の負担、医療改悪による負担、障害者自立支援法による負担など次々と負担がふえており、世代を超えて生活が大変になってきています。市は市民の暮らしを守る防波堤としての役割を今こそ果たすべきと考えます。

このような状況の中で、岩出市民の暮らしに應える予算となっているか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られているかが問われることとなります。

私たちは、市民の願いを市民の暮らしを守る立場から、本年も予算要望書の提出をいたしました。住民の福祉の増進、地方自治法にあるという原点を踏まえ、5万人都市にふさわしいまちづくりと市民生活を守るための対策、福祉、教育、暮らし優先を貫くよう強く求めました。こうした角度から今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

子供の施策においても、若い世代、子育て世代が一番県下が多い岩出市民の願い、子どもの医療費の無料化の拡充、子供を育てるに当たり、病気やけががないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任を市民に押しつけ、1割負担を残し、しかも償還払い、これではお金がなくては医療にかかれないということになっています。大変冷たく、市民の声に應えようとしていません。そして、いまだに中学校の建設計画が示されないことは、子供に温かい行政とも言えません。

そして、この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配をしないで、必要な介護、医療を受けられる制度への完全展望についても見えてまいりません。

また、職員体制についても、必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものだと考えますが、不十分と言えます。

住民の生活向上のための財政を使うことこそ求められています。岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供からお年寄りまで、全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうになっていないと考えます。

これでは住民の皆様は納得は得られないと考え、よって、この議案に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

市長の施政方針にもありましたように、経済は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費や民間の設備投資は力強さを欠いた状況となっております。また、和歌山県内経済も動向の注視が必要とされております。このような状況の中、各種行政サービスを継続的に実施していくには、健全財政の堅持が不可欠であると認識しております。

平成29年度一般会計当初予算は、前年度比2億9,950万円、1.9%の減となっております。国県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としております。また、市の借金である市債を臨時財政対策債のみとするなど、将来に負担を残さないために、健全財政の堅持に努めていることが十分に見受けられます。

また、計上されている各事業については、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育関連施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。このように当該予算は、健全財政に配慮しながらも、各種施策にわたり充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、平成29年度この予算に対して、まず1番目の理由について、新年度の重点

事業として、毎年同様に、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上の5つの目玉を上げ、予算を編成したと言われております。今やるべき一番重要な課題は、少子高齢化に向けての実施すべきことであると考えます。岩出市の最大やるべきことは、市民の命と暮らしを守るためにどのような政策を構築するかであり、政の基本であります。

中でも、中学校を卒業するまでの医療費の無料化であります。紀の川筋の市町村で、ただ岩出市だけが実施していないのであります。さらに、人間が子々孫々にわたり生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今は何をやるべきか、具体性が全くありません。さらには公平性・効率性、費用対効果等を考えて、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するのか、やめるのかの最終判断はされていないのであります。

また、市民に、事業に対して総合的にまとめたものではなく、情報公開もありません。今、岩出市民は何を求めているのか、それに応えるために、どう予算に反映するのか、総合的な立場から広く市民にとってより有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。

また、マンモス中学校の解消等には取り組む意思が全くないことであります。創造性のある市民が感動する予算となっております。夢あるものではないと私は考えております。今までの惰性で予算編成したとしか言えません。

まず第1に、固定資産税の完全補足についてで問題があり、償却資産への具体的取り組みも見られません。軽自動車税の滞納車両は500台近くもあるのが現状であります。

2番目に、過去、贈収賄、公金の着服事件等々岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点については一言も触れていません。議員として、毎年、警鐘を鳴らし続けなければならないと考えております。常に改善し、二度と起きないように日ごろから常に改革、実行すべきであります。

3番目に、ゼロベースで経費の見直しを行い、健全財政の堅持と言いながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたのか疑問であります。

4番目に、ふるさと納税に向けて、やっと取り組みをすることではありますが、余りにも遅過ぎます。市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧で

あります。

5番目に、信頼される行政の基本は行政の透明化であり、いかに情報公開するかにかかっています。市民への説明責任を果たしていくその経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのかは不明であります。さらに新住民への意思疎通はなく、ますます疎遠になる現状を憂えるものであります。

6番目に、市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につながる予算になっておりません。また、職員の賃金について、正職員は賃上げがされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員は、低賃金、低労働条件であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、改善されておられません。さらに、過労死、自殺が増加している中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であり、質疑して、最後に目標値も明らかにしないことは、時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。

7番目に、住基カードの普及促進も、費用対効果から見て多くの持ち出しになっております。マイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっており、この施行は個人情報の漏えいにつながり、市民には役に立たないものであります。全国民の普及率は、8%程度であると言われております。岩出市においても3,500枚程度であり、約6%しか交付されておられません。まさしく税金の無駄遣いと言えます。

8番目に、光熱水費について、省庁を初め全ての公共施設に関して、節電効果ができるLED化計画は積極的でないこと、昨年4月から電力の自由化が実施されましたが、何やかんや理屈をつけて、具体的実施計画はない。同時に、福島原発の事故による、いまだに12万人から避難し、ふるさとへ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設がなされていないこと。

9番目に、工事請負費に関して、積算根拠を詳細に組まず、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに精度を向上していないと考えます。つまり予算であると言えます。さらに、決算時に入札の差額であるといい、当たり前のように発言するこの体質は、改めるべきであります。

また、ワクチン同時同日接種時の無駄な支出を改善する意思がないこと。

11番目に、将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて取り組む意思がないこと。

さらに市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用が加算しているとしか言えません。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題であります。この点についても、具体的方針がありません。

防災マニュアル事業では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民の啓発予算となっていないこと。

また、自主防災組織についても設立はしたが、実際に開店休業の組織が多くあること。市として、もっと側面から支援をすべきであること。

予算書説明欄等での表記について、行政みずから障がい者の人権を守るべきでありながら、障がいの「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。

公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設等の設備計画がないこと。若もの広場・大門池・新池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言してきましたが、いまだに市民の税金である約4,700万円を請求せず、弁護士と相談しているとしながら、行動に移そうとしていないことであります。

ほかにも指摘すべき事項は多々ありますが、最後に強調すべき指摘事項がありません。議案の提案者であり、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは余りにも無責任であり、議会軽視と言えます。執行機関がない中で、補助機関のみで審議すること自体、異常であり、到底理解できません。二元代表制の中で、チェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が、行政のこの態度に対して是認すること自体、問題であると私は考えます。

よって、私は、平成29年度、新年度予算に反対をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算、反対の討論を行います。

今年度においては、国の社会保障制度の悪政による影響も考慮せず、低所得者に対して、均等割、平等割という部分を初め、所得割部分でも国保加入者に新たな課税を課すものとなっています。岩出市の国保世帯は、平成28年度で、全体で8,463世帯、所得階層は、所得33万円までの加入世帯が3,325世帯、所得59万5,000円までの世帯で675世帯、この階層だけで47.3%も占めています。

今回は、このような低所得者の方にまで容赦なく、均等割、平等割で負担増がされ、さらに所得部分においても課税強化がされてきています。このような増税策は、国保税を払えない人をふやし、結果的にさらに不納欠損を生み出す要因をつくるものだと考えます。このことは、延滞金収入において、昨年比の3倍となる1,000万円から3,000万円に引き上げている予測からも見受けられます。実績に応じた見積もりを行ったと言いますが、負担増がされていない中でのものです。国保会計の健全化に向かわなければならないのに、ますます悪化の一途をたどる対応であると指摘せざるを得ません。

そもそも国保が上がったのは、国が負担する部分を減らし続けてきたこと、これが根本的に大きく影響している中、国庫負担をもとに戻すことが第一義的に求められています。悪循環となる手法で、国保利用者に新たな負担を押しつけるのではなく、一般会計から繰り入れる対応や、国保会計を安定化させる上でも、市民の健康促進の国保運営の改善姿勢こそ必要だと考えます。

また、資格証明書、短期証明証の発行もやめるべきだと考えます。

当局自身が、早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことをつくり出しています。資格証明書を1件も発行していない自治体がある中、このような自治体への職員研修や現地見学をさせ、学ぶことこそ岩出市に必要ではないでしょうか。

健診体制においても、人間ドック希望者に対して、滞納者は受けさせないことが

行われ、脳ドック面でも受診対象者の拡充はされているものの、受診希望者が数多く存在しているにもかかわらず、希望者の期待に応えきれていない現状があります。特定健診のみを優遇した対応は、市民から見て、安心して医療を受ける体制面としても不十分だと考えます。

岩出市として、医療費にどのような特徴があり、どのような点を改善すれば、医療費総額を減らしていけるのかという点から見ても、国保税の取り立て強化のためのプロジェクトチームはつくられています。医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていく、国保改善への職員体制面、医療費総額を抑える取り組み面の改善、推進こそ求められていると考えます。

国保負担軽減施策の努力、医療費軽減策の取り組み姿勢の面を初めとして、本予算においては、国保加入者に新たに負担を押しつけるものであり、このような予算は国保加入者において理解されがたい予算であると考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成討論をいたします。

国民健康保険につきましては、国の制度改革の一環として、平成30年度に県単位の広域化が予定されております。平成29年度は、その準備段階となる節目の年であり、市においても予算書の予算案の中でさまざまな取り組みが見受けられます。

歳入では、税率改正により保険税の増収が見込まれておりますが、近年の医療費の上昇や被保険者の減少傾向からすれば、やむを得ない状況だと判断します。また、国県の負担金、補助金、各交付金が確保され、一般会計からの繰り入れもあることから、安定的な国民健康保険財政を図っているものと考えています。

歳出では、医療費の増大を見込んだ保険給付費を計上する一方、特定健診や人間ドック、脳ドック等、保健事業にも配慮し、増額されております。また、システム改修委託料等広域化に対応する経費も盛り込まれております。

国保特別会計の安定に資する適正な予算と認め、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

介護保険は、介護の社会化や家族介護の負担軽減をうたい文句に制度がスタートしました。しかし、制度開始から今日まで、政府の社会保障削減のもとに、さまざまなサービス切り下げと負担増が行われてきました。

介護サービスでは、特養老人ホームの入所者は、原則として、要介護度3以上に限定され、施設に入所している低所得者への補助であった補足給付の対象を縮小されました。要支援1と2の人の介護サービスは保険給付から外され、1割負担だった利用料に2割負担が導入されました。

安倍首相は、介護離職ゼロを掲げていますが、どうやって介護離職がゼロになるのでしょうか。制度の矛盾は広がるばかりです。現在、祖父母など、介護をする10代、20代の若者がふえていることも問題になっています。また、低い介護報酬によって事業所の収入が減り、経営が破綻したり、撤退を余儀なくされたりする事例もふえ続けています。

さらに、介護労働者の低賃金や過重労働などによる人手不足も深刻です。介護報酬を引き上げて、安定的な事業運営と労働者の処遇改善を進めるべきです。介護制度の破綻は、高齢者だけでなく、高齢者の介護や暮らしを支えている現役世代にも大きな影響を及ぼします。

全ての世代の生活を支え、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受けられるよう、国庫負担金の増額や抜本的な制度の見直しが必要です。保険料の値上げが続く一方で、サービスの引き下げが行われ、介護を受けたくても受けられないというさまざまな矛盾を生み出している介護保険制度を認めることはできません。

これらの理由から、本議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算について、賛成の討論をいたします。

全国的に高齢化が急速に進み、岩出市においても年々高齢化は進んでおります。それに伴い、要介護認定者も増加しております。このような中、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう体制整備を進めていくとともに、ふえ続けている要介護者数にできるだけ歯どめがかかるような対策を講じなければなりません。

平成29年度から始まる介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業は、その第一歩になるものと期待しております。

新年度予算の介護サービスの保険給付費には、平成28年度と比較して、2,482万9,000円増額の27億8,105万7,000円が計上され、堅実な予算額が確保されていると考えます。

また、認知症初期集中支援チームの設置等認知症施策の充実のための経費を初めとして、生活支援体制の整備を推進していくための生活支援コーディネーターの配置、また、介護予防事業の重点化を図りつつ、介護予防事業の運営に資する取り組みを進めていくために必要な経費が計上されていると考えておりますので、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第22号に対する討論を終結いたします。

議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立

場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別医療を強いる世界でも異例の医療制度です。2年ごとの保険料の見直しで、保険料の引き上げが続いています。高齢者の生活を見ると、年金減額、消費税増税、医療や介護の負担増など厳しさを増しています。このままでは暮らしていけないとたくさんの悲痛な声が届いています。

そうした中、国はさらなる高齢者医療の改悪を行っています。その1つが、後期高齢者医療制度の低所得者のための保険料軽減の特例を新年度から廃止する計画です。6割近い916万人の保険料が、2倍から10倍にはね上がります。低所得者を狙い撃ちにした大負担増です。

高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは絶対に許せません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめています。市は国に対し、年齢にかかわらず、全ての国民が安心して医療を受けられるよう、抜本的な医療制度の見直しを求めるべきです。

高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療制度そのものと、予定されている軽減制度廃止に対し、反対の立場から、この予算には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度設計によって、県内一律のサービスが受けられるとして、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営がされております。

本特別会計のうち99.3%の7億5,909万5,000円が、この広域連合への納付金であり、被保険者から納めていただいた保険料や軽減措置による減税分を補填する保険基盤安定負担金、また事務費等として納められております。

さらに、人間ドック等保健事業費も計上され、健康増進に配慮をされております。

よって、新年度の和歌山県後期高齢者医療広域連合との連携をもとに、健全な財政運営や事業運営が行われていると考えておりますので、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算について、反対の討論を行います。

この水道会計においては、少しでも住民負担を軽減するためにと、消費税分については住民に転嫁をせず、負担軽減のため努力をしている自治体もあります。今年度も消費税分が利用者に対して上乘せがされています。また、この間、水道会計自体の決算状況は、人口増に伴う中で、何年もの間、1億円に近い額が黒字となってきたおり、現在、内部留保金は30億円をはるかに超す状況となってきました。

このような黒字決算が続けられてきている中、岩出市においては、基本使用水量が20立方まで達していない家庭が3,800世帯もあり、使用水量の少ない家庭に対する料金基準の見直しや社会的弱者と呼ばれる低所得者、お年寄りに対する負担軽減策などへの改善策、対応面では、今年度も水道の料金自体の引き下げや超過料金の見直しも行われていません。

人口5万3,000人を超える中で、社会的弱者に対する負担軽減策が十分にとられておらず、水道管の破裂や緊急を要する修理、突発的な事故における職員の受け入れ体制面を初め、人口規模に見合った住民のニーズに十分応え切れていない予算であると考えます。

以上の理由により、この水道事業会計の予算には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算の賛成討論を行います。

私は、平成29年度の岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で確実に地域住民に供給する役目を担っております。平成29年度予算においては、住民が安心して暮らせるよう、安全な飲料水を安定して供給するため、各事業を進め、効率的な運営に取り組み、健全経営に努めることで、公共の福祉の増進を図ろうとしていることが見受けられます。

以上の理由で、私は本予算を賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時50分)

再開 (11時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第27 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

○吉本議長 日程第27 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員会委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月8日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書です。

当委員会は、3月10日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引

き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、討論の後、賛成者少数により、請願第1号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

近年、全国的に子育て世帯の獲得のため、助成内容をめぐり自治体間の競争を招き、厳しい財政状況の中で制度を拡大・維持していくことは、自治体にとって大きな負担となっております。

少子化対策が喫緊の国家的課題であることを鑑み、医療費助成制度については、自治体の個々の事情に左右されることなく、国の責任において、社会保障政策の一環として、公平な制度の構築が図られるよう、本市議会では、平成25年12月、平成27年6月に子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を国へ提出し、また、全国市議会議長会においても、再三にわたり、統一的な子ども医療費助成制度を創設することを強く国に要望してまいりました。

本市における子どもの医療費については、順次助成拡大が図られるとともに、平成27年8月からは所得制限が撤廃されてきています。また、現在、医療機関の窓口での現物給付による助成が受けられるよう関係機関と協議を行い、平成29年度中に実施できるよう取り組みを行い、保護者の負担軽減と子供の健康の保持増進に努められてきていますが、本来、子どもの医療費は、保護者が負担すべきものでもあり、また、子ども医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として、適正に推進

していくためにも、応分の負担をしていただくことも必要であるかと考えます。

市では、総合的な福祉施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障害者福祉サービスの充実等、あらゆる事業に取り組まれるなど、限られた財源の中で、各種事業がバランスよく進められてきています。

また、今回提出されている子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、平成28年第4回定例会に提出された請願書と同趣旨であると思いますので、私は、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 子ども医療費を中学校卒業まで無料にしてほしいと願う請願について、賛成の立場の討論を行います。

この請願の趣旨は、和歌山県内を初め全国の多くの自治体で、中学校卒業までどころか、高校卒業まで無料にしているところもたくさん出てきています。岩出市でも中学校卒業まで無料にしてほしいというものです。県内においては、未実施の自治体は4市町のみとなっていますが、新宮市では、ことし8月から中学校卒業まで無料化が実施される予算化もされてきています。

少子化社会となる中で、将来の日本の行く末を考えた場合に、若い世代に子育てしやすい環境をつくる、子供を産みやすい、育てやすい状況や支援をしようという面からも、この制度の改善を行う自治体がたくさん出てきているのです。

しかし、市当局においては、他の自治体が改善施策を打ち出してきている中で、この制度は、本来、国や県が行うべきものであって、市はする必要はないものであるという、この間、驚くべき答弁すらされてきています。

このような状況の中、岩出市では、子育てするのに、他の自治体と比べ、お金がかかり過ぎるから近隣の市に引っ越しをするという方さえいるのです。

財政面においては、決算ベースで2,500万円あればできるとされており、無料化となる波及分を含めても4,000万円あればできると試算されてきています。平成27年度一般会計決算での4億3,000万円の黒字の状況を初め、財政調整基金の活用など請願の趣旨である子ども医療費の拡充については、十分実施できる状況と考えます。

二元代表制のもと、議員必携の中に書かれていますが、議員は住民の代表であり、

住民の生活や福祉向上のためにすべきことは何かを考え、判断し、必要な条例を提案する、市民の願いを実現するために働く、それが議員として第一義的な役割であるはずです。

委員会では、市当局は今の窓口3割負担の体制から1割負担に向けて取り組んでいる状況もあることから反対だということも言われました。今、本会議においても、同様なことが述べられましたが、議員は執行部の代表ではありません。住民の代表なのです。住民の福祉の向上に向けて、執行部に対して、実現を目指し、改善を求めていくことこそ職責を果たすことになります。

岩出市でも子育てしやすい環境をと願う住民の切実な思いを実現するために、本請願については、採択する必要があると考えます。

このことを理由といたしまして、賛成の討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命について～

日程第29 議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命について

○吉本議長 日程第28 議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命の件及び日程第29 議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命の件の議案2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明申し上げます。

議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命についてであります。現教育委員会委員、教育長の任期満了に伴い、後任の教育委員会教育長として塩崎 望氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によ

り議会の同意を求めるものでございます。

塩崎 望氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員として明治宏和氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

明治宏和氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議案第27号についてであります。参議院文部科学委員会におきまして、新教育長の任命同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、候補者が所信表明を行うなど、丁寧な手続を行うことの附帯決議がされていることを踏まえまして、市長が塩崎 望氏から所信表明文を預かってきておりますので、この後、市長から朗読していただきます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 参議院文部科学委員会におきまして、新教育長の任命同意に際しては、教育長の担う重要な職制に鑑み、候補者が所信表明を行うなど、丁寧な手続を行うこととの付議決議を踏まえて、塩崎氏から所信表明を預かりましたので、朗読をさせていただきます。

根来寺の桜の花が間もなく満開を迎えようとしています。

議員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本来、皆様の前で所信を表明すべきところではありますが、本日は、私が現在勤務しております和歌山県立医科大学の卒業式のため、出席ができません。まことに申しわけありませんが、文書での所信表明とさせていただくことをお許しください。

さて、私は、このたび新しい教育長候補として皆様にご審議いただくことになりました。ご審議いただくに当たり、今後の教育長としての所信の一端を述べさせていただきます。

岩出市教育委員会では、「確かな学力の育成と文化・スポーツの振興」を重点目標に掲げています。学校教育においては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成が重要であります。中でも児童生徒の学力向上は、本市の喫緊の課題であると聞いています。

教職員の資質向上によるわかりやすい授業の提供はもとより、本市が独自に実施している岩出市学力テストなどを活用した学力状況の把握、分析に基づき、引き続

き学力向上対策を強力に推進してまいります。

また、新しい教育課程では、道徳の教科化や小学校での外国語教育の充実が推し進められることとなりますが、国や県の動向を注視しながらスムーズに新教育課程に移行できるよう準備を進めてまいります。

また、全国的に、いじめ・不登校問題も深刻な状況となってきました。本市の全ての児童生徒が、明るく、楽しい学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用するとともに、一人一人の児童生徒に寄り添った学校教育を展開してまいります。

生涯学習関係では、本市では、青少年育成市民会議を中心とした青少年の健全育成活動が活発に行われていると聞いています。今後も引き続き、関係機関、各種団体等との連携を密にしながら青少年の健全育成に努めてまいります。

また、市民プールの新設や高齢者用スポーツ施設の整備を初めとする各種スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、図書館、民俗資料館、公民館などの内容も充実させてまいります。

さらに、平成27年度に起こった痛ましい死亡事故も忘れてはなりません。今後、このような事故が二度と起こることのないよう、安全・安心な教育の推進に努めてまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本年4月から新教育委員会制度に移行するに当たり、市行政と教育行政の連携がますます重要になってまいります。

私は、教育行政に直接携わった経験はありませんが、和歌山県庁時代に構築した県行政とのパイプや、和歌山県立医科大学在勤中に文部科学省との連携体制を構築してきております。今後は、そういった強みを生かして、市の教育行政に邁進する覚悟であります。また、私が教育長候補として推薦をいただいたのも、そういうところに理由があるものと考えております。

市行政と一体となった教育行政を推し進めながら、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指して、岩出市民のために尽くしてまいります。

どうか慎重審議の上、私の教育長就任について、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月21日

塩崎 望

以上でございます。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は自席から通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、市来利恵議員、質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命について、質疑を行いたいと思います。

まず、教育長は、当該地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっておりますが、今回、塩崎氏を任命するに当たり、候補者とした理由についてお聞かせください。

2点目は、教育行政に大きな権限と責任を有することになります。教育の政治的中立を確保するため、今後、教育委員会の独立性をどう担保するのか。本人がいらっしやらないんで、これについては市長のほうから答弁を求めたいと思います。

3点目は、先ほど、所信の表明を預かったということで、市長のほうで述べられました。市の方針を述べただけなのかなというふうに感じるんですが、候補者は岩出市の教育における現状の認識を具体的にどのように捉えているのか、これについてお答えを求めたいと思います。

4点目は、候補者自身の教育理念についてお答えを求めます。

○吉本議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 市来議員のご質疑の1つ目、塩崎氏を任命するに当たり、推薦した理由と評価はということについてお答えをいたします。

推薦理由と評価につきましては、現教育長から新教育長への移行に当たり、先ほどの本人の所信表明にもあったとおり、県行政とのパイプや文部科学省との連携体制を構築されている方であり、本市が抱える教育課題に対して、幅広い視野に立ってリードしていただける人材であると考え、選任をいたしました。

あとは教育長に答えてもらいます。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 市来議員の2つ目の質問、今後、教育委員会の独立性をどう担保するのかについてでありますけれども、首長と教育長とで調整を図ってまいります、現行法においても、引き続き教育委員会は首長から独立した権限を持つことにより、

教育行政の中立性は担保されております。

3つ目の質問で、保護者は岩出市の教育で現状をどのように捉えているのかということでもありますけれども、候補者の岩出市の教育における現状認識につきましては、先ほど所信表明にありましたように、学力向上が本市の喫緊の課題であること、平成27年度に起こった死亡事故のこと、そして、今後取り組むべき方向性等、十分認識されておるものと思います。就任後は、これまでの経験を生かし、本市の教育行政に対して、さらに明確な方向性を示していただけるものと確信しております。

それから、4番目の候補者の教育理念についてであります。候補者の教育理念につきましては、これも先ほど、所信表明からも全般的にうかがえることでもありますけれども、教育基本法の目的である教育は、人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないということを踏まえておられるものと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目の現状の認識について、何点かおっしゃいました。その中でも、岩出市の学力の向上については喫緊の課題であるというふうに言われておりましたが、決算の委員会などでも指摘したように、学力のテストなどにおいては、学力テストによる勉強法という形にならないのかという点が、1つ懸念されるということをおっしゃっていただいたんですが、新教育長には、やはり現場の声というのをいかに大事に扱っていただくか、大事にしてもらえるかというところがあるんです。その点については、本人さんいらっしゃらないんで答えにくいかとは思いますが、やっぱり現場の声というものに対する考え方というのは、どのように今後になっていくのか、そうした重要性という点での認識というのを、やはりこの方、お持ちなのかという点をちょっとお聞きしたいなと思ったんで、質疑をさせていただきました。

○吉本議長 答弁願います。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質疑にお答えします。

先ほど聞かせていただいた新教育長の所信表明の中身であります。正直、私もびっくりするぐらいに、本市を含めた教育内容について、よく把握されているなど感心しております。

また、今後、私との引き継ぎというのがあるわけですが、そのときに、現

状と課題について十分お話させていただき、さらなる認識を深めていただいて、岩出市の教育をバランスよく、今後していただくように、私が責任持ってお伝えしていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、市来利恵議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 反戦・平和・脱原発の会の尾和弘一です。

今回の議案第27号について、質疑をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、任命に当たって適任とした理由は何なのか。

2番目に、過去三代にわたって、この教育長のポストが天下りの受け皿になっていると、人事になっているということでもあります。これはなぜなのか。

3番目に、自前の職員でポストにふさわしいものはいないのか、検討されてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

なお、今、市長のほうから所信表明がありましたので、今初めて聞きましたが、この項目には入っていないんですが、行政と教育について、一体となりという言葉を表示をされました。この趣旨についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてです。適任とした理由については、先ほど市来議員のご質問でお答えしたとおりであり、協議の結果、適任と判断いたしました。

2点目の天下りというご指摘についてですが、教育長というのは、その職責の重要さに鑑み、適任者であったということで、したがって、天下りではないと考えてございます。

3点目の自前の職員ということにつきましては、今回は塩崎氏が最も適任と判断いたしました。

通告外の質問にはお答えを差し控えさせていただきます。

(「議長、通告外と言われても、所信表明、今初めて聞いておるわけや。そうでしょう。それに対して、何も質疑を検討する時間もないわけです。だから、その点、1点だけについて、答弁できないんだっただけできない、現時点で、できないんだっただけできない。通告をしてないから答弁できないというのは問題があるんじゃない

んですか。」の声あり)

○吉本議長 答弁願います。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の通告外のご質問ですけれども、所信表明の中に市行政と一体となったということがございますが、これは本人の所信という表明でございますので、お答えのほうは控えさせていただきたいと思えます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 天下りの人事ではないということなんですが、現に三代については天下りじゃないですか。だから、岩出市の教育行政について、前任の校長上がりを持ってくると。明らかに、これは天下りであるというふうに、私は思っておりますので、そこら辺については、今後改善をしていく必要があると思えます。それについてお答えください。

それから、先ほど教育長が答弁されましたが、教育の独立性、これについては確保していくんだということでもあります。行政と一体で教育行政をやられたら困りますので、この点だけ、教育長に、再度、ここら辺についてどういうお考えなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○吉本議長 答弁願います。

副市長。

○佐伯副市長 2点目の再質問についてですけど、天下りというご指摘、県職が三代続いているということがございます。先ほども答弁させていただいたとおり、教育長という職責については、その重要さに鑑み、適任者であるということがございますので、よろしく願いいたします。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質疑についてお答えします。

新しい教育委員会制度については、国のほうで教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るも明記されております。

以上のとおりです。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長がご答弁をいただきました。これについては、独立性を確保

して、教育行政に万全の体制で臨んでいただきたい。申し送りの中に、強く引き継ぎをしていただきたいことを求めていると思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

現在、新教育制度になって、もう既に2年が過ぎようとしておりますけれども、文科省のほうでも、この1月に新教育委員会制度の効果的な活用に向けてという報告書も出されておりますが、それを読みますと、既に新教育長が、実際の数、半数近くになっていると思いますが、首長との連携の強化により得られた成果等が数多く報告されるなど、先ほど言ったように、効果的な運用がなされているものであります。本市においても、当然そういうものになっていくものだろうと考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第27号及び議案第28号の議案2件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号の議案2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号の議案2件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第27号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第28号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について

○吉本議長 日程第30 発議第2号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第1号について質疑を行います。

今回の意見書について、まず最初に、高齢者用とありますが、オール市民が利用できるような施設の整備であるべきだと、私は考えております。高齢者用に特化したものではないようにすべきであると考えますが、それについてのお考えをお聞かせください。

それから、年間を通じて、オールシーズンで利用できるような施設になるのかどうか、これについてお考えをお聞かせください。

それから、3番目に、使用料については、最も関心のあることだと思うんですが、無料にするのか、それとも適当な料金を徴収をしていくという考えなのか、お聞かせをください。意見書の中にうたわれてませんので、その点をただしておきたいと思っております。



それから、民業圧迫にならないよう配慮すべきであると、私は考えておりますが、その点について、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

それから、今回の施設に関して、具体的に意見書の中にはうたわれておりませんが、具体的な構想案があるのであればお示しをいただきたいと思います。

この手の問題については、議員全員が賛同できるような事前の連絡がないので、私はこれらの問題の質疑を通告しているわけでありまして。よろしくご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

まず1点目、高齢者用とあるが、オール市民が利用できる施設であるべきであるが、どうかについては、高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書ということで提出しておりますが、趣旨説明で申し上げましたが、高齢者の皆様だけでなく、スポーツ愛好者にとっても親しみのあるものとなるように、生涯スポーツの団体や関係者等と連携を図っていただくよう意見書を提出いたしました。

それから、2点目、年間を通じて使用できることは可能、あるいは3点目、使用料に関して基本的な考えは、4点目、民業圧迫にならないよう配慮すべきであるが、施設に関して具体的な構想はあるのかに対して、一括してお答えをいたします。

今回の意見書提出については、すばらしい施設となるように取り組んでいただきたく、岩出市長に対して要望しているものであり、今後、理事者側において検討する項目でありますから、私、個人の答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきましたが、意見書については、具体性を持って、市民にわかりやすく意見書を採択すべきやと思うんですね。だから、2番以降の問題については、理事者に提出する際に、執行部に提出する際に、そこら辺の案も添えて、口頭でもよろしいかと思うんですが、これらについての付言をして、意見書を渡していくという姿勢についてはいかがでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 議案書でもお気づきの点だと思っておりますが、今回初めて予算が執行される

ように議案書で出てきております。したがって、その議案書に対して、よりよいものがないかと、そういうことに対しての今回の意見書でございますので、内容をよくご理解の上、ご配慮願いたいと思います。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 意見書を提出する際に、ご配慮とかそういう言葉は使うべきじゃないと思うんですね。意見書については、議会の総意として執行部に提出するわけですから、具体性を持って、そこら辺についても、付言をして提出をしていくという姿勢がなければ意味がありません。

再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 再々質疑でご答弁申し上げます。

私個人が思うことを申し上げたいと思います。私は執行部でないんで、1点目、高齢者用とあるが、オール市民が利用できる施設であるべきです。この質疑に対して、私もそのとおりだと考えます。

意見書に、スポーツ愛好者に親しみのあるものとなるようにと文言も入っております。

2点目、年間を通じて使用できることが可能とすべきであるがとの質疑には、原則として、そうあるべきだと考えますが、整備等が発生することもありますので、管理者にお任せするのが一番だと考えております。

3点目、使用料に関して、基本的な考えはどうか。この質疑には、原則無料が望ましいと思いますが、管理者にこれもお任せしたいと思います。

4点目、民業圧迫にならないよう配慮すべきであるが、どうか。この質疑には、当然、配慮すべきだと考えます。

5点目、施設に関して、具体的な構想はあるのかどうか、この質疑に関しては、今回の議案書で測量設計委託料が計上されたばかりなので、具体的な構想はないと考えますので、今回の意見書提出となっております。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、岩出市長に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議員派遣について

○吉本議長 日程第31 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~〇~~~~~

日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました申出書の写しのとおり総務建設常任委員会副委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~〇~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月23日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月23日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時45分)